

令和7年11月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ネ)第2083号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成30年(ワ)第24351号)

口頭弁論終結日 令和7年8月27日

5 判 決
主 文

1 一審原告の本件控訴に基づき、原判決中一審被告東京都に関する部分を次のとおり変更する。

10 (1) 一審被告東京都は、一審原告に対し、3942万9698円及びこれに対する平成29年3月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 一審原告の一審被告東京都に対するその余の請求を棄却する。

2 一審原告の一審被告国に対する本件控訴を棄却する。

3 一審原告の一審被告国に対する当審における予備的請求を棄却する。

15 4 一審被告東京都の本件控訴を棄却する。

5 訴訟費用は、一審原告と一審被告東京都との関係では第1、2審を通じてこれを5分し、その2を一審原告の、その余を一審被告東京都の各負担とし、一審原告と一審被告国との関係では当審における訴訟費用を一審原告の負担とする。

20 6 この判決の主文第1項(1)は、本判決が一審被告東京都に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、一審被告東京都が3500万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

25 第1 控訴の趣旨

1 一審原告

(1) 主位的請求

ア 原判決を次のとおり変更する。

イ 一審被告国及び一審被告東京都は、一審原告に対し、連帯して6182万7516円及びこれに対する平成29年3月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 当審における予備的請求

一審被告国及び一審被告東京都は、一審原告に対し、連帯して1210万円及びこれに対する平成29年3月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 一審被告東京都

(1) 原判決中一審被告東京都の敗訴部分を取り消す。

(2) 上記取消部分につき、一審原告の請求を棄却する。

第2 事案の概要等（以下、略称は、特に定めない限り、原判決の例による。）

1 事案の概要

本件は、一審原告の夫でネパール国籍を有するAが、B警察署の留置担当者（留置担当官）により約2時間にわたって戒具（ベルト手錠、捕縄及び新型捕縄）を用いた身体拘束を受けた後、東京地方検察庁（検察庁）に護送され、検察官事務取扱検察事務官（検取事務官）による取調べ中に意識を消失して死亡したことに関し、Aが死亡したのは留置担当官及び検取事務官が職務上通常尽くすべき注意義務に違反したためであると主張して、一審原告が一審被告らに対し、国家賠償法（国賠法）1条1項による損害賠償請求権に基づき、損害金6182万7516円及びこれに対する不法行為の日である平成29年3月15日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めらる事案である。

原審は、一審原告の請求を一審被告東京都に対し100万3000円及びこ

れに対する前同日から支払済みまで同割合による金員の支払を求める限度で認容し、一審被告東京都に対するその余の請求及び一審被告国に対する請求をいずれも棄却した。

5 これに対し、一審原告及び一審被告東京都は、原判決中各敗訴部分を不服として、本件各控訴を提起するとともに、一審原告は、当審において、仮に留置担当官及び検取事務官の注意義務違反とAの死亡との間に相当因果関係が認められないとしても、当該注意義務違反がなければAがその死亡の時点においてはなお生存していた相当程度の可能性があったものと認められる旨主張して、一審被告らに対して国賠法1条1項による損害賠償請求権に基づき、損害金1
10 210万円及びこれに対する前同日から支払済みまで同割合による遅延損害金の連帯支払を求める予備的請求を追加した。

2 前提事実及び関係法令の定め

次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 15 (1) 原判決3頁2行目の「来日した」から3行目末尾までを「来日し、在留期間を1年とされ、平成29年3月17日まで在留資格を有していた（甲2、弁論の全趣旨）。死体解剖時、Aの身長は163.0センチメートル、体重は57.1キログラムであった（乙1、5、丙5）。」に改める。
- 20 (2) 原判決3頁4行目の「原告は、」の次に「ネパール国籍を有する女性で、」を、同行目の「2」の次に「、弁論の全趣旨」をそれぞれ加える。
- (3) 原判決3頁11行目の「通常逮捕され」の次に「、同日午前10時25分頃、結核検査のためC病院に護送され、同病院において結核の検査結果が陰性と判定され」を、同行目の「入った」の次に「（弁論の全趣旨）」をそれぞれ加える。
- 25 (4) 原判決3頁15、16行目の「12」の次に「、検証の結果」を、19行目末尾に「ベルト手錠には3種類のサイズがあるところ、Aに使用されたも

のは、このうち中サイズのものであり、長さ120センチメートル、幅5センチメートル、厚さ2.60ミリメートルで、腰ベルトの長さを調節する穴が11個設けられている。令和7年1月22日に実施した検証の期日において、裁判官（Aよりやや細身の体型であることがうかがわれる。）にAに使用したものと
5 同じサイズのベルト手錠を装着した際の腰ベルトの穴の位置は、外側から3つ目及び外側から6つ目であった。当該裁判官は、腰ベルトの穴の位置を外側から6つ目に締め直した際、痛みを訴えた。」をそれぞれ加える。

(5) 原判決3頁20行目の「太さ直径3ミリメートル以上」を「太さ直径7.85ミリメートル、全体の長さ約760センチメートル」に改め、25行目
10 末尾に「カバーは、幅20.5センチメートル、長さ31.5センチメートルであり、ロープは、太さ6.71ミリメートル、長さ185.5センチメートルである。」を加える。

(6) 原判決4頁14行目の「別紙」を「原判決別紙（以下「別紙」という。）」
15 に改める。

3 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨

後記4に当審における一審原告の主張の要旨を、後記5に当審における一審被告東京都の主張の要旨を、後記6に当審における一審被告国の主張の要旨をそれぞれ付加するほか、原判決の「事実及び理由」の第2の3に記載のとおり
20 であるから、これを引用する。

4 当審における一審原告の主張の要旨

(1) 争点1（一審被告東京都（留置担当官）の行為の国賠法上の違法の有無）
について

ア 戒具使用要件を満たさないことについて

25 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（法）は、214条1項で保護室収容要件を定め、213条1項で戒具使用要件を定める。そし

て、戒具使用要件は、「逃走のおそれ」（同項1号）以外、保護室収容要件と同一である。したがって、保護室収容後に戒具使用を行うためには、保護室収容時に存在を認めた①自傷のおそれ、②他害のおそれ、③留置施設の設備等の損壊のおそれが、保護室に収容した後も保護室に収容しただけではそれぞれが消滅せずに存在し続けたという事情が必要である。原判決は、単に法213条1項の要件充足性のみを検討し、法214条の保護室収容後にもなお法214条と同じ法213条の戒具使用のおそれが存続していたかという検討を欠いており、判断過程に重大な遺脱がある。

イ 血液循環阻害防止義務違反について

留置担当官は、留置施設において、捕縄、手錠又は拘束衣を使用するに当たり、「必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血管の循環を著しく妨げる等の方法で使用しない」注意義務を負っている。本件において、Aを保護室に入室させた直後に仮に戒具使用の必要性があったとしても、保護室入室後、Aに対する戒具使用に際して、必要以上に緊度を強くして使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げている点は違法との評価を免れ得ない。

さらに、Aが保護室収容中床の上を転げ回っているのは、戒具による緊縛の痛みから逃れようとしているものである。一審被告東京都は、Aの戒具が緩んでいるとして4回にわたって締め直しており、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げ続けているから、一審被告東京都の上記注意義務違反は明らかである。

Aは、ベルト手錠を取り外した直後、手首から先が赤黒く膨脹していたことが認められ、血流が阻害されていたのであるから、ベルト手錠が必要以上に強く装着されていたことが強く推認される。

ベルト手錠の手首部分は、その形状からすると、手首の関節よりも胴体側を緊縛する構造になっていると考えられ、関節について固定されていな

5 い以上、ベルト手錠の手首部分をいくら強く緊縛したとしても、手首の関節を動かしてひねることは人体の構造としては可能である。したがって、Aが手首をひねる動きをしていたことをもって、ベルト手錠の手首部分において、「手首を動かせる程度には隙間があった」と認定するのは論理の飛躍があり、合理的経験則に反する。

ベルト手錠の手首部分には一般的なベルトと同様にベルト穴が設けられており、「ベルト手錠と両手首との接着部分が強く擦れ、使用部位が圧迫された」としても、ベルト穴の位置を移動させない限り緊縛の強度が強まることはないものと考えられる。

10 ウ 医師の意見聴取義務違反について

15 法214条2項は、79条5項を準用して、被留置者を保護室に収容した場合に、被留置者の健康に留意し、その健康状態について医師の意見を聴かなければならないとしている。このように医師の意見聴取義務を定めた趣旨は、保護室収容は、健康に与える影響が大きく、危険を伴うため、
20 被留置者の健康状態に注意し、医師の意見を仰いで、被留置者の健康を守る点にある。当該趣旨からすれば、医師の意見聴取義務は、保護室収容開始時点に限られず、被留置者の健康状態に変化があった場合に、適宜発生すると解されるべきである。Aは、保護室に収容されただけでなく、複数の
25 戒具を装着されていたのであるから、その戒具装着によって、手の鬱血、膨脹等の異常が認められれば、当然にその被留置者の健康状態について医師の意見を聴かねばならない。

一審被告東京都において、医師の意見聴取義務違反があったことは明らかである。

25 また、一審被告東京都は、Aの保護室収容に当たって、①Aが、3月12日から咳、嘔吐、下痢、腹痛の症状を有し、同月13日からは痰と嘔吐の症状を有する体調不良の状態にあったと訴えていること、②現に同月1

4日の医師の診察によりAの発熱、下痢、腹痛の症状が確認されていたこと、④Aが食欲不振であり、逮捕後から食事をほとんど取っていないこと、⑤これらの事情から脱水症状が強く疑われる状態にあることを医師に対して情報提供していない。

5 一審被告東京都は、医師に対する情報提供に係る証拠として提出する被留置者保護室収容簿（丙20）によっても、どの医師にいかなる方法で意見聴取をしたのか全く不明である。法214条2項、79条5項の趣旨に照らし、医師の意見聴取義務の実質的な履行はなかったといわざるを得ない。

10 エ 戒具使用中止義務違反について

Aは、戒具装着時、16人もの警察官に取り囲まれ、床に押さえつけられ、力づくで戒具を装着されており、その恐怖と痛みから体をよじっていたのであって、Aが「暴れ」ていたわけではない。それにもかかわらず、一審被告東京都は、Aの戒具が緩んでいるとして4回にわたって戒具を締め直しており、一審被告東京都が戒具使用中止義務に違反したことは明らかである。

15

(2) 争点2（一審被告国（検取事務官）の行為の国賠法上の違法の有無）について

Aは、午前9時頃の時点でベルト手錠を外された際、その両手首から先は赤黒く膨脹し、ベルト手錠のフェルト生地が接触していた手首部分には白い跡が残っていた状態であり、戒具の拘束により血流を妨げられ、虚血が生じている状況であったことは外見上明らかであった。検取事務官においても、戒具の脱着を指示する権限が付与されている以上、戒具により血流の循環を妨げると鬱血して血栓ができるとの知識を有し、鬱血が急激に身体の状態を悪化させる可能性を認識していなければならない。したがって、Aの取調べを担当した検取事務官は、取調室においてAの両手が腫れていることを現認

20

25

した段階で、拘束部位の血液循環阻害により生命、身体に危険が生ずることを回避するため、庁舎内に待機している医療従事者に連絡をして、その者の医学的見解を得て、Aを速やかに病院に搬送するなどして医師の診察を受けさせ、適切な治療が受けられるように講ずるべき注意義務があった。

5 (3) 争点3 (因果関係の有無) について

一審被告東京都は、Aの死因について、①循環血液量減少性ショックに加えて、②運動誘発性急性腎障害と、③筋挫傷による高カリウム血症で生じた不整脈という3つの原因により死亡したとしている。しかし、①については、よほどの大量出血でなければ循環血液量減少性ショックによっては心停止に至らないところ、Aに生じた外傷についてみると、唯一確認できる骨折部位はろっ骨のみであり、胸腔に関しては、左胸腔内に10mlの淡血色水溶液、右胸腔内には110mlの暗赤色血溶液が認められるにすぎず、こういった骨折や出血で外傷性ショックが起きるということは通常考えられない。また、②の運動誘発性急性腎障害は、2つのタイプがあり、一つは、長時間の過酷な筋肉の使用によって横紋筋溶解が起こるもので、ミオグロビン尿を伴う急性腎不全であるが、ミオグロビン尿は運動直後に急激に発症するものではないから、Aは急激に状態が悪化しており、上記の一般的な病態の進行に一致しない。もう一つは、ミオグロビン尿を伴わない急性腎不全（ALPEと呼ばれるもの）で、腎性低尿酸血症患者、あるいは日頃は健康な若い男性が風邪気味で解熱鎮痛薬NSAIDsを服用し、短距離を全力疾走した後に発症することが多いが、Aは、腎性低尿酸血症患者でもないし、NSAIDsの服用もしていない。③の筋挫傷による高カリウム血症は、そもそも人間が動いてぶつかってできた傷害程度の筋挫滅では死因とはなり得ない。Aの死因は、戒具による過度の拘束による筋挫傷による高カリウム血症である。

25 (4) 争点3-2 (相当程度の可能性の有無—当審における予備的請求) について

仮に、留置担当官及び検取事務官の注意義務違反とAの死亡との間に相当因果関係が認められないとしても、当該義務違反がなければ、Aは、平成29年3月15日午前9時頃の時点において救急搬送されて救急医療の対象となり、血液検査や必要な応急措置等がされ、当該死亡した時点において、なお生存していた相当程度の可能性があったことは明らかである。

(5) 争点4-2（予備的請求に係る損害の有無・金額）について

ア 慰謝料 合計1100万円

Aが、その死亡の時点において、なお生存していた相当程度の可能性が害されたことによる精神的苦痛を慰謝するために必要な金員は、1000万円を下らない。

また、Aの妻である一審原告が上記相当程度の可能性を害されたことによる精神的苦痛を慰謝するために必要な金員は、100万円を下らない。

イ 弁護士費用 110万円

予備的請求と相当因果関係がある弁護士費用は、上記(ア)の損害合計1100万円の1割である110万円である。

(6) 争点6（相互保証の有無）について

ア 国賠法6条は、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定し、同法の適用に関する要件を定めるものであり、適用の場面において賠償額を制限する効果を認めるものではない。

原判決は、「相互の保証」はあるとして、国賠法6条が定める要件が認められるとしながら、「金額が我が国の賠償額に比して著しく低いことが明らかである場合」には、「国賠法6条の制度趣旨に照らし」賠償額を制限するという効果を発動することが許されると解しており、要件と効果を別物として検討し、適用しているが、このような解釈は、国賠法6条の明文の規定に反するものであり、これまでの裁判例にも見られない。学説に

においても、国賠法6条の解釈は、同法の適用を認めるかという要件論の解釈として展開されており、効果について論じるものはない。

5 イ 我が国と法制度の異なるネパールの法制度との同一性を厳密に要求することは、権利救済が認められる範囲を不当に制限することになり、衡平の観念に反するものである。

また、原判決のように賠償の範囲に著しい制限を加えることは、結果として、我が国の国民が受けられるべき正当な補償を受けられない結果を招来することになる。

10 さらに、原判決のように国賠法6条により賠償の範囲に制限を加えることは、加害行為者が公務員でない場合には、被害者は何ら制限のない正当な賠償を受けられるにもかかわらず、加害者が公務員の場合には賠償に不当な制限がかかることになり、法の平等な適用という観点からも問題が大きい。

15 ウ 当該外国の賠償実務において、賠償に制限があるのか否か、ある場合にはどのような基準で賠償がされるのか、そのような賠償実務について事実認定を行い、当該外国の賠償の範囲を画定することはおよそ不可能である。

外国における法定の要件の存在やその解釈が不明であることが多いことからすると、相互保証の存在を外国人の賠償請求権の取得要件としてその立証責任を原告の負担とする解釈をとることは不合理である。

20 エ D教授は、定額賠償制度の国についても当該国においてその上限を超えて日本人が賠償を受けられる可能性があるにもかかわらず、過去の実績をもって賠償額の上限とみなすことは、国賠法6条の法解釈として誤りであり、また、実質的相互保証主義を含む国賠法6条適用の要件論は賠償額の算定に関するものではないとし、日本で起こった不法行為事件なのであるから、相互保証の存在が認められれば、その後は日本の法律に基づいて処理されなければならないとしている（甲52）。

25

5 当審における一審被告東京都の主張の要旨

(1) 争点1（一審被告東京都（留置担当官）の行為の国賠法上の違法の有無）
の病院搬送義務違反について

5 ア 原判決は、午前9時頃の時点のAの両手の状態について、「午前9時
頃の時点でベルト手錠を外した際には、その両手首から先は赤黒く膨脹
し、同手錠のフェルト生地が接触していた手首部分には白い跡が残って
いた状態であったから（中略）、Aが戒具の拘束により血流を妨げられ、
虚血が生じている状況であったことは外見上明らかであったといえる。」
として、病院搬送義務違反があったことを判示する。しかしながら、原
10 判決は、血液循環阻害防止義務違反の有無に関して、「留置担当官が、
必要以上の強度でAの身体を拘束したことで、使用部位を傷つけ、血液
の循環を著しく妨げたと認めるに足りる証拠はない。」とも判示してお
り、この点において、矛盾が生じていることは明らかである。

15 イ 原判決が判示する「両手首から先は赤黒く膨脹していた」との点につ
いて、E医師（以下「E医師」という。）の医学的意見書（以下「E医
師意見書」という。）によれば、午前9時頃の時点のAの両手の状態は、
両手の表皮側にある静脈還流が阻害され、動脈により手の先に運ばれた
血液が戻るのが阻害されたことによりできた「浮腫（いわゆる「むくみ」
と呼ばれている状態）」であり、動脈まで締められたことにより生じる
20 「阻血」の状態でない。また、ベルト手錠を装着される前のAの両手の
状況とベルト手錠を外した後のAの両手の状況を比較しても色調の変
化は認められず、同人の手掌部が手背より白いことからすると、手背が
「赤黒く」なっていたとの点は、日焼けによる色調の変化の影響が大き
いというべきである。

25 ウ 留置業務管理者が、被留置者の申出に応じて医師の診察を行うか否か、
行うとしていかなる時期に行うかなどの判断については、被留置者の心

5 身の状況、当該留置施設の医療態勢等の具体的な状況を踏まえた留置業務管理者の合理的な裁量に委ねられており、国賠法上違法となるのは、その判断が裁量権の判断を逸脱し、又はその濫用に当たる場合に限られる。また、刑事訴訟法には、被疑者を逮捕したときに48時間以内に被疑者を検察官に送致しなければならないという時間的制約がある。

10 したがって、病院搬送義務違反の有無については、F警部補らが午前9時頃の時点において、Aの生命に危険が及ぶおそれがあると認め、送致手続に優先して、直ちに病院に搬送する必要があると判断しなかったことが、経験則又は論理則に照らして不合理であり、裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用に当たる場合に該当するか否かという観点から判断されなければならない。

15 しかしながら、原判決は、F警部補らがAを直ちに病院に搬送するまでの緊急性がないとした判断の合理性については、必要な事情を考慮して検討することを一切していない。すなわち、一般的には身体の一部に腫脹が生じたことをもって、直ちにその者の生命及び身体に危険が及ぶとは考えられていない。F警部補らにおいても、一般的な知識以上の医学的知見を習得しているものではなく、Aの両手首にベルト手錠を装着した状態で暴れ続けてできた擦り傷があったり、両手が若干腫れているように見えたりとの認識を有していたものの、Aの両手首の状態をもつて、20 同人の生命及び身体に危険が生じており、直ちに病院に搬送する必要があるとの認識は有していなかった。当該認識は、E医師の「医療従事者として経験を積んだ者であっても、Aの両手の状態、Aが戒具を外そうと約2時間にわたって動き続けている状態から、Aの生命及び身体に危険が生じる可能性がある」と判断することは困難と考えられる」との見解に合致するものである。

25 したがって、F警部補らにおいて、生命及び身体に危険が生じている

ため直ちに病院に搬送する必要があるとの認識に至らなかったとしても不自然、不合理とはいえない。

エ ①F警部補らは、Aに装着したベルト手錠を取り外す際、同人の手首が若干赤みを帯びて腫れていたのを認識し、その原因はベルト手錠を強く締め付けたからではなく、Aがベルト手錠を外そうと両手首を動かしたことにより生じたものと認識したこと、②F警部補は、Aの暴れの状況、体格及び筋力から、相当な格闘技やトレーニングを積んだ力の強い者であり、かなり体力があると認識したこと、③F警部補は、拘束部位に鬱血等や腫れが生じている全ての場合において、被留置者の生命、身体に危険が生じているおそれがあり直ちに病院に搬送すべきとの指示教養を受けていたわけではなく、「必要あれば」病院に搬送する対応をとるという指示状況を受けていたこと、④F警部補らは、いずれも、Aについて、両手首の状態を踏まえても、検察官送致に優先して病院に搬送するなど緊急の診察の必要性はないと認識していたことからすれば、F警部補らは、Aを直ちに病院に搬送するなどして医師の診察を受けさせ、適切な治療が受けられるように措置を講ずる必要があると判断することは困難であったと認められる。

原判決は、F警部補の「すごい手しているな、こいつ」との発言を殊更に取り上げて過大に評価し、当該発言からAの両手首の状態が生命及び身体に危険が及ぶ程度のものであったかのように評価した結果、裁量権の逸脱についての判断を誤ったものである。

(2) 争点3（因果関係の有無）について

ア 原判決は、戒具による過度の四肢の拘束による血液循環の障害があった事実を認めていないにもかかわらず、この事実があったことを前提とするG医師意見書の所見等に基づき死因を認定している上、F警部補らの病院搬送義務違反とAの死亡との間の因果関係も認めているので

あつて、G 医師意見書に全面的に依拠して病院搬送義務違反を認めた結果、血液循環阻害防止義務違反に関する判断との間に矛盾を生じさせている。すなわち、戒具による過度の四肢の拘束により、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げた事実が認められない以上、「(戒具の) 使用部位の筋肉細胞が破壊され、そこから溶出した多量のカリウムが、戒具を解除されたことにより徐々に血液中に流れ出し、致死量に達したことで死亡するに至った」とする原判決の判断は、その前提を欠くことになるのであるし、上記事実が認められないのであれば、F 警部補らの病院搬送義務違反に係る原判決の判断には合理的根拠はないことなるから、この点について判断の遺脱があることは明らかである。

E 医師意見書によれば、A について、戒具による緊縛及び圧迫により筋挫滅症候群が発生したと仮定した場合、その機序としては、戒具の緊縛による阻血という状態（静脈還流だけでなく、身体の深い部分を走行する動脈の血流を阻害するほどに強く圧迫されて血流が送られない状態）が起こり、阻血部分より先の筋肉に血液が流れなくなり、それらの筋肉が傷害されて筋損傷に陥るという状態が生じ、仮に両手、両膝、両足首の部分が戒具により阻血された場合、末梢の部分は虚血状態となって、皮膚は蒼白になり、動脈の血流により筋肉に酸素が供給されないために強い痛みが生じることから、自在に動くことができなくなるというのである。しかるところ、DVD（丙 5）の動画 5 によれば、A については、戒具を使用された状態で動き続けており、両手及び両足の末梢部分の皮膚の蒼白も認められないのであるから、戒具による緊縛及び圧迫により阻血状態となった可能性がないことは、原審による証拠によっても裏付けられている。

E 医師意見書によれば、①手首を緊縛した場合、その先にはごく小さな筋肉しかなく、仮にその筋肉が挫滅されたとしても、全身に影響を及

ぼすミオグロビン、カリウムなどの有害物資の流出は起こらないこと、
②Aは、身体抑制後に激しく動き続けたことが原因で全身に筋挫滅が生じ、高ミオグロビン血症、高カリウム血症が生じた可能性が高いこと、
③高カリウム血症は、不整脈が生じやすい状態になり、不意に心停止する
5 ところ、Aは、激しく運動したことで筋損傷が全身に生じ、徐々に流出したミオグロビンやカリウムにより危険性が高まっていたところで、不整脈から心停止になった可能性が高いことなどが医学的見解として認められる。これらの見解に加え、Aが戒具を装着された状態で頭を持ち上げたり、腕や手首をひねって動かしたり、両足を曲げたり伸ばしたり、
10 体を反転させるなどしてベルト手錠を外そうとして約2時間にわたって動き続けた状況を踏まえれば、このような激しい運動ともいえる暴れによりAの全身に筋損傷が生じ、徐々に流出した有害物質により危険性が高まっていたところで不整脈から心停止に至ったと考えるのが合理的というべきである。

15 イ F警部補らがAを直ちに病院に搬送しなかった不作為と死亡との間に因果関係が肯定されるためには、F警部補らにおいて、午前9時頃の時点のAの状況から死亡という結果が発生することを予見し、又は予見得たことが必要である。当該時点におけるAの状況は、救急医としての経験
20 を有する医師をしても、動かなくなるとか意識レベルが低下するなどがあれば、状態が悪化したとして救急搬送するとの判断に至るが、そのような状況もなく戒具を外そうと積極的に活動している状態で救急搬送することは困難というものであり、予見可能性があったといえないことは明白である。

25 ウ E医師意見書によれば、Aが沈静化しないと留置施設から病院に搬送すること自体が困難であり、仮に病院に搬送されたとしても、同人の暴れが収まらなければ沈静化するのを待つこととなり、仮に同人が沈静化

5 すれば血液検査、心電図検査、胸部レントゲン検査及び頭部CT等の各種検査を実施し、その結果に基づいて処置が行われるのであり、Aについては、沈静化してない状態で病院に搬送されたとしても、午前11時34分頃に心停止になるまで検査も治療もできなかった可能性が高かったと思われるというのであるから、原判決が示す経過をたどってAが心停止の状態に陥る結果を回避できたとはいえない。

(3) 争点3-2（相当程度の可能性—一審原告の当審における予備的請求）について

一審原告の相当程度の可能性に係る主張は否認ないし争う。

10 (4) 争点4-2（予備的請求に係る損害の有無・金額）について
一審原告の予備的請求に係る損害は争う。

(5) 争点6（相互保証の有無）について

15 国賠法6条の立法趣旨が、我が国の国民に保護を与えない国の国民に我が国が積極的に保護を与える必要がないとの衡平の理念に基づくものであることに鑑みると、相互保証は、賠償責任の程度についても妥当するものと解するのが相当である。学説上も、相手国において、我が国における国家賠償請求に比してあまりにも低額な損害賠償しか認められていない場合には、相互保証の観点から、賠償の範囲が限定されることが前提とされている。一審原告が指摘する賠償額（200万ルピー）を前提としても、我が国に比して著
20 しく低額であることは明らかであって、このような場合にまで上限を設けずに賠償請求を認めることは国賠法6条の趣旨に反するというべきである。

また、原判決がいう100万ルピーまでの賠償を認めた実務的取扱いをみると、いずれも故意によって生命を侵害した事案であると認められ、仮にF警部補らに病院搬送義務違反が認められるとしても、事案の性質が全く異なるものであり、ネパールにおいて日本人が効果の点において実質的に同程度の賠償を受け得るとはおおよそ認められない。

25

6 当審における一審被告国の主張の要旨

- 5 (1) ヤータナ賠償法は、公務員の注意義務違反により、拘禁中の者に対し損害を与えたとされる場合にまで、当該規定が当然に適用されるかは明らかでないというほかない上、本件のような事案に関するネパール政府の賠償責任が日本人に対しても認められるかどうかについては、全く明らかでない。また、一審原告が挙げる事例をみても、本件のような事案に関するネパール政府の賠償責任が日本人に対しても認められるかどうかについては、全く明らかになっていない。ネパールの法務・司法・議会担当省国際法・条約局長は、「ネパールには、我が国における国賠法に相当する法令はなく、その他民法等の法令においても、ネパールの公務員の行為によって私人に損害が生じた場合に、10 国が賠償責任を負うことを認める規定はない、公務員の行為によって私人に生じた損害の賠償を求めたネパールの裁判例・先例はない。」と回答しているから、ネパールとの間に相互保証があるとは認められない。
- 15 (2) 国賠法6条の立法趣旨は、衡平の観念に基づくものであり、このような立法趣旨に鑑みると、相互保証は、賠償責任の程度について妥当すると解するのが相当である。本件は、相手国の損害賠償法（ヤータナ賠償法）において、ごく低額の損害賠償額の上限が具体的に明記されている事案であり、我が国における国家賠償請求と同等の効果の救済を得ることができない場合であるから、国賠法6条の衡平の観点に基づく相互保証の趣旨からすれば、損害賠償の範囲に限定を加えることが合理的である。
- 20

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、一審原告の一審被告東京都に対する主位的請求は、3942万9698円及びこれに対する平成29年3月15日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、一審被告国に対する主位的請求及び当審における予備的請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。
- 25

2 認定事実

次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 5 (1) 原判決26頁13行目の「退室した。」の次に「なお、ベルト手錠の腰ベルトの穴の位置は、外側から6つ目の位置まで締められていた。また、保護室は、壁面及び鉄格子の扉に囲まれており、便器及び手洗い場のほか何ら設備や器具は存在しない。」を、14行目の「29」の次に「、38」をそれぞれ加える。
- 10 (2) 原判決26頁21行目の「4名がかり」から23行目の「直す」までを「午前7時05分頃、4名がかりでAを押さえ付けるなどしてようやく、当初の装着位置であるAの腹部より上部に上がってきた腰ベルトを正しい位置に戻して締め直す」、23行目の「捕縄と」を「両膝に装着された捕縄を締め直し、」にそれぞれ改める。
- 15 (3) 原判決27頁4行目の「午前7時18分頃」の次に「、H巡查長とともにAを押さえ付け」を加え、7、8行目の「捕縄を速やかに装着し直した。」を「両膝に装着された捕縄を締め直した。」に改める。
- (4) 原判決28頁6行目の「外した。」の次に「ベルト手錠を外した際の腰ベルトの穴の位置は、外側から7つ目の位置まで締められていた。」を加え、22行目の「丙5、9」を「乙5、丙9」に改める。
- 20 (5) 原判決29頁20、21行目の「左右上下肢及び体幹部」を「左右上下肢（左右の手首、肘、膝、足首付近）及び体幹部（腹部）」に、21行目の「確認された（乙1）。」を「確認された。また、臓器が高度に貧血調であることが確認され、これは、生前に循環血液量が減少していたことを示唆する所見であること、また、尿中ミオグロビン濃度は測定不可能であり、死後の検査であるため参考値であるとしつつ、血清ミオグロビン濃度は高値であること
- 25 ことが指摘されている。（乙1）」にそれぞれ改める。

3 争点1（一審被告東京都（留置担当官）の行為の国賠法上の違法の有無）について

次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 (1) 原判決29頁26行目末尾に改行の上、次を加える。

「本件訴えは、不法行為に関する訴えであるところ、不法行為があった地は日本国内にあるから、日本の裁判所が管轄権を有する（民事訴訟法3条の3第8号）。

10 A及び一審原告は、いずれもネパール国籍を有する者であるが（前提事実(1)アイ）、一審原告の請求は、不法行為に基づく損害賠償請求権であるところ、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法によるから（法の適用に関する通則法17条）、その準拠法は、日本の国賠法になる。」

(2) 原判決30頁5行目の「定めている。」の次に次を加える。

15 「法214条に基づき被留置者を保護室に収容する場合においても、被留置者について自傷他害等のおそれがあり、保護室に収容しただけでは法213条1項に定める事由を防止することが困難であると認められる場合には、被留置者に対して戒具を使用することができるものと解される。」

(3) 原判決31頁16行目冒頭から21行目末尾までを次のとおり改める。

20 「また、留置担当官の制止に従わず居室から出ようとして抵抗したAの行為は、少なくとも外形上は、拘束を逃れようとする意思に基づくものとみられる状態であったと認められる。

25 以上によれば、保護室に収容する段階において、Aを保護室に収容しただけでは法213条1項に定める事由を防止することが困難であると認められる。したがって、Aについて同項が定める要件を充足し、戒具を使用する必要性があったとした留置担当官の判断が不合理であったとは認められ

ない。」

(4) 原判決 3 1 頁 2 6 行目冒頭から 3 7 頁 1 0 行目末尾までを次のとおり改める。

「そして、上記(2)において説示したとおり、保護室に収容する段階において、Aについて法 2 1 3 条 1 項が定める要件を充足し、戒具を使用する必要性があるとした留置担当者の判断が不合理であったとは認められないところ、Aを保護室に収容した後においては、留置施設の設備の損壊、自傷他害等のおそれが相応に低下したとはいえ、Aが、戒具を外そうとし、4 名がかりでないと戒具を装着し直せなかったほか、身体をのけぞらすなどして保護室の壁面や鉄格子の扉に頭や体を擦り付けたり打ち付けたりし、右目蓋付近から出血していたこと（認定事実(5)）に照らせば、保護室に収容後においても自傷他害等のおそれが認められるから、上記戒具を装着し続ける必要性は否定し難いところである。

もつとも、留置担当官においては、法 2 1 3 条 1 項に基づく戒具使用を継続する場合において、また、被留置者が当該戒具を外そうとするなどして戒具が緩み、それを装着し直す必要がある場合においても、前記のとおり、その危険性に鑑み、必要以上に緊縛して血液の循環を阻害することがないように留意すべき義務がある。

ところで、留置担当官は、前記認定事実(5)ウ、エのとおり、4 名がかりでAを押さえるなどして、Aのベルト手錠、捕縄及び新型捕縄を合計 4 回にわたり装着し直しているところ、①前記前提事実(1)ア、(3)ア、認定事実(6)アのとおり、検証期日において、Aに比してやや細身の体型であることがうかがわれる裁判官にAに使用したものと同一サイズのベルト手錠を装着した際、腰ベルトの穴の位置を外側から 6 つ目としたときに当該裁判官は痛みを訴えていたところ、Aについては、ベルト手錠を外す直前における腰ベルトの穴の位置は、外側から 7 つ目まで締められていたこと、②

認定事実(6)アのとおり、Aの両足首に装着していた新型捕縄は、ほどこう
としても結び目が固く結ばれてほどけなかったこと、③前記認定事実(8)の
とおり、司法解剖の結果、ベルト手錠、捕縄及び新型捕縄が装着されてい
た部分の左右上下肢及び体幹部に皮下出血、四肢及び右臀部に筋肉内出血
5 が認められ、臓器が高度に貧血調であることが確認されており、これは生
前に循環血液量が減少していたことを示唆する所見であると指摘されて
いること、④前記認定事実(6)アのとおり、F警部補が、検察官送致のため、
ベルト手錠を外した際、「すごい手しているな、こいつ」と述べるほどA
の手首から先が赤黒く膨脹している一方、ベルト手錠が接触していた手首
10 の部分には白い跡が残っており、血流が阻害されていたことがうかがわれ
ること、⑤認定事実(5)ウないしカ、(6)ア、(7)のとおり、午前7時05分頃
にベルト手錠、捕縄及び新型捕縄を装着し直してから午前9時頃にベルト
手錠及び両膝の捕縄が解除されるまでその拘束時間は2時間近くに及ん
でいること（足首の新型捕縄が解除されたのは午前11時頃であり、その
15 拘束時間は4時間近くに及んでいる。）からすると、留置担当官によるA
のベルト手錠、捕縄及び新型捕縄の合計4回に及ぶ装着のし直しは、必要
以上の強度でAの身体を緊縛していたものであり、それによりAについて
血流が著しく阻害されていたものと認めることができる。そうであれば、
Aに対する上記の戒具の装着し直しは、血液循環阻害防止義務に反するも
20 のといわざるを得ない。

この点について、上記装着のし直しに関与したI巡查部長及びJ警部補
の各証言中には、ベルト手錠や捕縄を装着し直した際、Aの手足の鬱血や
腫れの有無を目視で確認したり、戒具と体との間に指を差し入れて適正に
戒具が装着されていることを確認したりしたとの証言部分がある。しかし
25 ながら、仮にそのようにAの手足の鬱血や腫れの有無を目視で確認し、戒
具と体との間に指を差し入れるなどしていたとすると、上記のとおり、F

警部補が検察官送致のためにベルト手錠を外した際、「すごい手しているな、こいつ」などと述べるほどAの手首から先が赤黒く膨脹し、ベルト手錠が接触していた手首の部分には白い跡が残っていたこととも整合しないこと、前記のとおり、ベルト手錠の腰ベルトの穴の位置を更に内側に一つ分締め直しており、そのように腰ベルトをきつく締め直す必要性があったとみるべき事情は見当たらないこと、その他Aの新型捕縄がほどけないほど固く結ばれていたこと、司法解剖の結果、左右上下肢及び体幹部の戒具が装着されていた部位に皮下出血や四肢及び右臀部に筋肉内出血が認められているほか、臓器が高度に貧血調であることが確認され、これは、生前に循環血液量が減少していたことを示唆する所見であることが指摘されていることに照らせば、ベルト手錠等の装着状況の確認が十分であったとはいいい難く、上記各証言はにわかに措信することができない。

なお、前記認定事実(5)のとおり、Aは、保護室収容中、ベルト手錠を外そうとして、同手錠を引っ張ったり、手首をひねったりして動かし続けており、ベルト手錠を外した際のAの手首の状況は、Aのこれらの動作により、ベルト手錠と両手首との接着部分が強く擦れた可能性はあるものの、ベルト手錠の構造に照らし、Aが手首をひねるなどしたからといって当然に手首部分が圧迫されるとはいいい難く、Aが上記のような動作を継続したことは、上記認定説示を左右するに足りない。

また、一審被告東京都は、「両手首から先は赤黒く膨脹していた」との点について、E医師意見書によれば、腫脹ではなく浮腫(むくみ)であり、動脈まで締められていたことにより生ずる「阻血」の状態でなく、「赤黒く」なっていたとの点は、日焼けによる色調の変化である旨主張する。しかしながら、「阻血」の点については、前記のとおり、司法解剖の結果、ベルト手錠、捕縄及び新型捕縄が装着されていた左右上下肢及び体幹部に皮下出血、四肢及び右臀部に筋肉内出血が認められたほか、臓器が高度に

貧血調であることが確認され、これは、生前に循環血液量が減少していたことを示唆する所見であることが指摘されていることに鑑みれば、単なる浮腫（むくみ）でなく、「阻血」の状態が生じていたと認めるのが相当である。また、「赤黒く」なっていたとの点についても、留置中の状況に係るDVD（丙5）によれば、Aの両上肢が戒具を装着される前においても赤黒くなっていたことが認められない上、Aの遺体について検死を行ったG医師は、Aの四肢の赤褐色の皮膚変色について、表皮静脈に貯留した血液や、静脈が破綻した結果血管外に出血した血液が、薄い皮膚を通して見えているものであるとの意見を述べていること（甲1）に照らせば、日焼けによる色調の変化とは認められない。

したがって、一審被告東京都の上記主張はいずれも採用することができない。」

4 争点2（一審被告国（検取事務官）の行為の国賠法上の違法の有無）について

15 原判決の「事実及び理由」の第3の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 争点3（因果関係の有無）について

以下のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の4に記載のとおりであるから、これを引用する。

20 (1) 原判決38頁18行目末尾に次を加える。

「さらに、④一審被告東京都から依頼を受け、解剖記録、本件鑑定書、G医師意見書、K医師作成に係る意見書等を踏まえてE医師意見書を提出したE医師は、死因は循環血液量減少性ショックに加えて、運動誘発性急性腎障害と筋挫傷による高カリウム血症で生じた不整脈であるとし、当審における証人尋問でも同様の証言をしている（丙48、証人E）。」

(2) 原判決39頁26行目の「本件鑑定書」の次に「及びE医師意見書」を加

える。

- (3) 原判決40頁11行目末尾に改行の上、次を加える。

「この点について、E医師意見書中には、循環血液量減少性ショックは、
極めて高度の脱水でも発症することがある旨の指摘があるが、Aが脱水状
態にあったとは認められないことは前記アで説示したとおりである。」

- (4) 原判決41頁5行目末尾に改行の上、次を加える。

「ウ 運動誘発性急性腎障害の可能性について

E医師意見書は、Aの死因について、循環血液量減少性ショックに加
えて、運動誘発性急性腎障害と筋挫傷による高カリウム血症で生じた不
整脈であるとしている。しかしながら、上記のとおり、Aに死因となる
ような急性腎不全が生じていたとは認め難い上、運動誘発性急性腎障害
は、長時間の過酷な筋肉の使用によって横紋筋融解が起こるミオグロビ
ン尿を伴うものと、無酸素運動後に背腰痛、悪心・嘔吐を発症するミオ
グロビン尿を伴わないALPEがあるところ、前者は機序として運動直後に
急激に発症するものではないから、本件のAに生じた急激な状態の悪化
とは整合しないものであり、後者についても、AはALPEの発症者の特徴
である腎性低尿酸血症でもNSAIDsの服用者でもないから、やはり当ては
まらない(甲62)。したがって、Aの死因が運動誘発性急性腎障害で
あるとは認められない。」

- (5) 原判決41頁6行目の「ウ」を「エ」に改め、7行目の「拘束の結果」の
次に「、筋肉への血流が阻害され」を、23行目の「高値であり」の次に「、
上記の筋肉に含まれる酵素の値と併せて考えると」をそれぞれ加える。

- (6) 原判決42頁4、5行目の「戒具の使用又は使用中の自身の行動により」
を「戒具の使用による血流の阻害により」に、17行目の「両手首のベルト
手錠及び」を「両手首及び腰のベルト手錠並びに」に、24行目の「病院搬
送義務違反」を「血液循環阻害防止義務違反」にそれぞれ改める。

(7) 原判決 4 2 頁 2 6 行目冒頭から 4 3 頁 1 0 行目末尾までを次のとおり改める。

「 前記 2 (3) で認定説示したとおり、留置担当官による A のベルト手錠、捕縄及び新型捕縄の合計 4 回に及ぶ装着のし直しは、必要以上の強度で A の
5 身体を拘束するもので、血液循環阻害防止義務に反するものであり、これらの戒具の装着のし直しによる身体拘束により筋肉への血流が著しく阻害されたものであるところ、上記(2)で説示したとおり、A は、血流の阻害により、戒具による圧迫部位の筋肉組織が破壊され、そこから溶出した多量のカリウムが、緊縛が解かれたことにより血液中に流れ出し高カリウム
10 血症を来して、死に至ったものである。そうすると、上記の必要以上の強度での戒具の装着し直しによる血流の阻害がなければ、血流の阻害により筋肉が破壊し、その後筋肉組織からカリウムが溶出して致死量に達して午前 1 1 時 3 4 分頃の時点で心停止の状態に陥ることはなかったものと認め
15 ることができる。

したがって、血液循環阻害防止義務違反と A の死亡との間には因果関係が認められる。

これに対し、一審被告東京都は、E 医師意見書に基づき、高カリウム血症は不整脈が生じやすい状態になり、不意に心停止するところ、A は激しく運動したことで筋損傷が全身に生じ、徐々に流出したミオグロビンやカリウムにより危険性が高まっていたところで不整脈から心停止に至ったものである旨主張する。しかしながら、①認定事実(5)(8)のとおり、A はベルト手錠、捕縄及び新型捕縄を装着され、手首のみならず、腹部、膝及び足首を強く拘束されており、司法解剖の結果、これらの戒具の装着されていた左右上下肢及び体幹部に皮下出血、四肢及び右臀部に筋肉内出血が認め
20 られたほか、臓器が高度に貧血調であることが確認され、これは生前に循環血液量が減少していたことを示唆する所見であることが指摘されている
25

こと、②上記のとおり、留置担当官による上記戒具の締め直しは必要以上の強度でされたものであり、このような締め直しによる血流の阻害がなければ、戒具の使用部位の筋挫滅は生じず、ミオグロビン、多量のカリウムの流出がなかったと考えられることからすれば、上記主張は前記認定説示を左右するものではなく、採用することができない。」

6 争点4（損害の有無・金額）について

(1) 逸失利益

ア 補正の上引用する原判決第3の1(1)アによれば、Aは、平成23年12月頃に在留資格「技能」で来日し、短期間ネパールに帰国したほかは、調理師として勤務していたこと、Aは、平成28年11月からネパールレストランで就労を開始したが、平成29年2月5日頃に解雇され、その後は浮浪生活状態であったことが認められる。また、Aは、死亡時も有効な在留資格を有しており、日本で就労する意思を有していたことがうかがわれる。そして、Aについて、在留期間は1年であり、在留資格は同年3月17日までであったもののこれまで更新されてきた実績があることがうかがわれることを考慮すれば、少なくとも死亡後3年間は日本国内において就労し、日本における男性の全労働者と同程度の収入を得ることができ、その後は、ネパールに帰国し、ネパールの一人当たりGDP（PPP）と同程度の収入を得ることができたものと認めるのが相当である。

イ 以上によれば、Aの日本国内における逸失利益は、平成28年賃金センサス第1巻第1表の産業計・企業規模計・学歴計・男性・年齢平均賃金549万4300円×（1－生活費控除0.3）×3年間のライプニッツ係数2.7232＝1047万3454円（小数点以下四捨五入）と認めるのが相当である。

ウ また、Aのネパール帰国後の逸失利益は、平成29年のネパールの一人当たりGDP（PPP）2679ドル（甲5）×口頭弁論終結時の平均為

替レート147円(甲77)×(1-生活費控除0.3)×(死亡時39歳から67歳に達するまで28年間のライフニツツ係数14.8981-3年間のライフニツツ係数2.7232)=335万6244円(小数点以下四捨五入)と認めるのが相当である。

5 エ 合計1382万9698円

(2) 慰謝料

ア A

Aの慰謝料は、一家の支柱であること、留置担当官の血液循環阻害防止義務違反の結果急死したこと、上記(1)のとおり死亡後3年間は日本国内において就労し、その後はネパールに帰国することが想定されることなど本件に表れた一切の事情を考慮し、2000万円と認めるのが相当である。

イ 一審原告

一審原告固有の慰謝料は、夫が留置担当官の血液循環阻害防止義務違反の結果急死したことを考慮し、200万円と認めるのが相当である。

15 ウ 合計2200万円

(3) 小計3582万9698円

(4) 弁護士費用

本件事案の内容その他一切の事情を考慮すれば、本件と相当因果関係のある弁護士費用相当額の損害は、360万円と認めるのが相当である。

20 (5) 合計3942万9698円

7 争点5(国賠法6条の憲法及び自由権規約違反の有無)について

原判決の「事実及び理由」の第3の5に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決43頁12行目冒頭から14行目末尾までを削り、26行目の「定めているが」を「定めており、同条の趣旨は、特段の事情の認められない限り、外国人に対して類推されるべきものと解するのが相当である(最高裁判所昭和39年11月18日大法廷判決・刑集18巻9号579頁参照)

が」に改める。

8 争点6（相互保証の有無）について

以下のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の6に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 5 (1) 原判決45頁4、5行目の「要件及び効果の点から見て」を削り、14行目の「甲45」を「甲45、47～49」に改める。
- (2) 原判決46頁10、11行目の「拘禁者」を「被拘禁者」に、18行目の「病院搬送義務違反」を「血液循環阻害防止義務違反」にそれぞれ改める。
- (3) 原判決47頁11行目の「しかしながら、」から48頁4行目末尾までを
10 以下のとおり改める。

「2007年ネパール暫定憲法第107条(2)は、最高裁判所は、救済手段が定められていてもなお不適當若しくは効果がないと思われる法律上の問題の解決のため、必要かつ適当な命令を発する特別の権限を有する旨を定め
15 ており（別紙関係法令の定め(7)参照）、実際に、最高裁判所は、同法第100条及び第107条(2)に基づき、治安当局による加害行為について被害者に20万ルピーの支払を命じていることが認められる（甲44の1・2）。また、治安当局や警察による加害行為について政府による賠償が行われた事例においては、複数の事例で100万ルピーから210万ルピーの支払が行われたり命じられたりしている（甲45、47～49）。

- 20 また、ヤータナ賠償法は、ネパール国民のみならず、外国人に対しても同様に適用されるものと推認されることは前記説示のとおりである。そうであれば、我が国の国民がネパールにおいて拘禁され、本件で違法と認められた行為と同様の違法行為を受けた場合には、ネパールにおいて賠償を受け得るものと認めることができる。そして、各国の法制度はさまざま
25 あり、かつ、その要件効果について我が国の場合と詳細に比較することは容易ではないことに鑑みれば、相互の保証を厳密に求めた場合には、国際

的な人権保障の観点から不合理ないし弊害が生ずるおそれがあることも否定することができないことも併せ考慮すれば、本件においても国賠法6条に規定する「相互の保証」が存するものと解するのが相当である。

5 これに対し、一審被告東京都は、ネパールにおいて100万ルピーから
210万ルピーの支払等が行われた事例はいずれも故意によって生命を侵
害した事案であり、過失により生命を侵害した本件とは事案を異にする旨
主張し、また、一審被告国は、本件のような事案に関するネパール政府の
賠償責任が日本人に対しても認められるかどうかについては、全く明らか
10 になっていない旨主張するが、ネパールと我が国との間において、国賠法
6条に規定する「相互の保証」が存するものと解するのが相当であること
は上記説示のとおりであって、上記各主張は、上記説示を左右するもので
はなく、いずれも採用することができない。

 その他、一審被告らは種々の主張をするが、以上の説示を左右するもの
ではない。」

15 9 争点7（一審原告は相続により損害賠償請求権を取得するか）について

 次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の8に記載のと
おりであるから、これを引用する。

(1) 原判決48頁12行目末尾に改行の上、次を加える。

20 「(1) A及び一審原告は、いずれもネパール国籍を有するところ（前提事実
(1)ア、イ）、相続は被相続人の本国法によるから（法の適用に関する通
則法36条）、その準拠法はネパールの相続法であるムルキ・アイン（甲
12）となるところ、同法に不法行為に基づく債権が一身専属性を有す
るとの規定は見当たらないことから、その抽象的な相続性は肯定するこ
とができる。また、個別準拠法である日本の国賠法は、不法行為に基づ
25 く損害賠償請求権の相続性を否定していないから、同請求権の相続性は
認めることができる。」

(2) 原判決48頁13行目の「(1)」を「(2)」に、49頁1行目の「(2)」を「(3)」
に、15行目の「(3)」を「(4)」にそれぞれ改める。

10 その他一審原告、一審被告東京都及び一審被告国の種々の主張を検討しても、
以上の認定判断は左右されない。

5 11 まとめ

以上の次第で、一審原告の一審被告東京都に対する主位的請求は、その余の
義務違反について判断するまでもなく、3942万9698円及びこれに対す
る平成29年3月15日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合によ
る遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが（一審被告東京都に対する当
10 審における予備的請求については判断を要しない。）、一審被告国に対する主
位的請求及び当審における予備的請求はいずれも理由がない。

12 結論

よって、上記と異なる原判決は一部相当でないから、一審原告の本件控訴に
基づき、原判決中一審被告東京都に関する部分を上記の趣旨に沿って変更し、
15 一審原告の一審被告国に対する本件控訴及び当審における予備的請求はいずれ
も理由がないからこれを棄却し、一審被告東京都の本件控訴は理由がないから
これを棄却することとして、主文のとおり判決する。また、主文第1項(1)に仮
執行宣言を付した上で、一審被告東京都の申出により仮執行免脱の宣言をする
こととし、仮執行宣言の開始時期については、本判決が一審被告東京都に送達
20 された日から14日を経過したときと定めるのが相当である。

東京高等裁判所第9民事部

25

裁判長裁判官

相

澤

眞

木

裁判官

桃 崎

剛

5

裁判官

廣 瀬

孝